平成２２年（フ）第３５８号
三重県津市高茶屋小森町285番地の１
破産者　有限会社キタオリ
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１２号
滋賀県栗東市大橋１丁目10番２号
破産者　有限会社ティー・ティー・エス
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９９６号
兵庫県高砂市中筋５丁目18番41号
破産者　工藤設備株式会社
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２２２１号
最後の住所名古屋市名東区一社３丁目66番地ビジョン一社202号
破産者　亡阪下伸一相続財産
１　決定年月日　平成23年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０３号
愛知県一宮市花池１丁目18番34号
破産者　有限会社土屋ホーム
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５３４号
北九州市八幡西区楠橋西３丁目15番22号
破産者　亡安川明久相続財産
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２１７号
栃木県真岡市久下田1366番地６
破産者　株式会社冨士建設
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１８号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目13番地11　エクセル安食Ｈ―103、破産手続開始決定時栃木県真岡市久下田西１丁目99番地
破産者　鶴見　義雄
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１８２号
岐阜県本巣郡北方町春来町２丁目49番地、開始決定時住所岐阜県瑞穂市本田183番地１
破産者　野津　正樹
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８９２号
岡山市南区福島２丁目６番６号
破産者　安﨑　　浩
１　決定年月日　平成23年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１号
愛媛県西条市東町207番地の11
破産者　株式会社リトル・ダーリン
１　決定年月日　平成23年８月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１１３３号
熊本県菊池郡大津町大字杉水字下源場788番地１
破産者　株式会社マトリクスファクトリー
１　決定年月日　平成23年８月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２４９６号
福岡市南区若久１丁目24番30―305号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区皿山３丁目１番26号トータルサンシャイン皿山壱番館201
破産者　土路生信行
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第４４号
愛媛県大洲市柚木1050番地11、破産手続開始決定時の住所愛媛県八幡浜市日土町２番耕地２番地７
破産者　朝日　　豊
１　決定年月日　平成23年８月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第９４９号
熊本市尾ノ上２―25―13―202号
破産者　馬場　一博
１　決定年月日　平成23年８月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３５３号
熊本県人吉市浪床町2989番地６
破産者　大島　浩路
１　決定年月日　平成23年８月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８号
熊本県玉名市天水町小天1935番地３
破産者　横溝　一馬
１　決定年月日　平成23年８月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第５００号
北海道江別市野幌代々木町７番地の10　カルム代々木303号、開始決定時の住所北海道江別市野幌東町３番地の22　グレートヒル野幌駅前504号室
破産者　按田　昌良
１　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
２　一般調査期日　平成23年９月30日午後２時
平成23年８月22日
札幌地方裁判所民事第４部